

第3章 プロジェクトの基本設計

添付資料3にプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）を示す。

3-1 上位目標

要 約	アジア太平洋地域において、1) 障害者のエンパワーメントと、2) 「障害者が権利を保障され非障害者とともに諸活動に参画できるバリアフリー社会」に向けての変化が促進される
達成指標	(1) 上位目標達成に向け、APCDおよびAPCDと協力関係にあるアジア太平洋地域の政府調整・窓口機関（以下FP＝フォーカルポイント）、非政府機関（AO＝協力団体）およびその他の関係団体が行う活動の数 (2) 上記（1）以外の組織/人による、上位目標達成に向けた組織の数および活動の数

上位目標では、フェーズ1で掲げていた目標をほぼ引き継ぐ形であるが、BMF等に使用されている「インクルーシブでバリアフリーな、かつ権利に基づく社会（an inclusive, barrier-free and rights-based society）¹」という表現を使用することとした。さらにそれに加え、タイの障害を持つ有識者から「障害者のエンパワーメント」という表現は必要不可欠である、という指摘があり、その2つを併記する形をとった。達成指標の数値については、プロジェクト開始後に妥当な数値目標を検討することとしている。

3-2 プロジェクト目標

要 約	アジア太平洋地域において、1) 障害者のエンパワーメントと、2) 「障害者が権利を保障され非障害者とともに諸活動に参画できる社会」に向けて、APCDが、障害当事者組織と各国政府を含む障害者支援組織の連携を促進する地域センターとして機能する
達成指標	(1) APCDに言及した公式文書や宣言の数 (2) 草の根レベルの組織も含めた障害当事者組織と障害者支援組織によりAPCDが認知されている数 ※プロジェクト目標の達成度を評価するに際しては、上述の指標はあくまでも参考指標であり、より重要な判断の材料として、障害当事者組織、支援組織、当該国政府などとAPCDの連携の諸事例を重視する。具体的には、これらの組織とAPCDの連携が障害当事者のエンパワーメントや、社会の変化に対してAPCDが直接間接を問わず実際に与えた影響、あるいは与えつつある影響について諸事例を総合的に把握したうえで、プロジェクト目標の達成度を評価する。

1 さらにその日本語訳をJICA内において検討し、「障害者が権利を保障され非障害者とともに諸活動に参画できるバリアフリー社会」と意識することとした。

プロジェクト目標においては、APCDが「連携を促進する」という点が重要であり、そのために必要なことは何かを検討し、指標においた。1点目の指標としては、APCDの国際社会からの認知度を示す指標として、「公式文書や宣言の数」をおいた。また、2点目は、より実務レベルにおける認知度である。すでに両者ともBMFの枠組みやESCAPの会合、フェーズ1プロジェクト終了時評価での聞き取り調査などを通じ、ある程度の実績が積み上げられているが、妥当な数値目標については、プロジェクト開始後に検討することとする。

また、連携が促進されたかどうか、は実例およびそのインパクトを評価することが妥当であると考えられることから、上述の2点の指標に加え連携の諸事例をより重視することとしている。

3-3 成果

3-3-1 成果1

要 約	APCD、政府調整・窓口機関（FP）、協力団体（AO）、その他の関連団体との間で、より効果的で持続的な連携が進展する
達成指標	(1) 2009年8月までに7つのFPが役割について文書で合意する (2) 2009年8月までに30のAOが役割について文書で合意する (3) 2009年8月までに30の行動計画が作られ、そのうち60%がFPと、またはAOとともに実施される

成果1は非常に大きな成果であり、これを(1)ネットワーク(2)情報支援/ナレッジマネジメント(3)人材育成の3者を有機的に組み合わせながら達成していくこととしている。特に「持続的な連携」とするために、フェーズ1ではあまり明確化されてこなかった、各機関の役割、貢献内容について具体化していくことを想定している。

また、フェーズ1と大きく異なる点として、FPやAOとAPCDが共に参画して「行動計画(Action Plan)」を作成することが想定されている。従来より各団体との連携事例は数多くあったが役割分担が明確化されておらず、今後は行動計画の作成を通してより連携をシステム化して行っていく。

情報支援分野に関連しては、フェーズ1の活動を継続すると同時に、ナレッジマネジメントの観点から、グッドプラクティスを活用可能な形でまとめ、APCDのナレッジとして蓄積していく活動を含んでいる。

さらに特筆すべき点として、PDM上必ずしも明示的ではないものの、ろう者、知的障害者に対する支援の重点的な実施があげられる。調査期間中に、日本・タイ国側双方の有識者がグループワーク形式でそれらのグループに対する支援のあり方についてブレインストーミングを行った結果をミニッツの添付資料として合意している(ミニッツANNEXⅢ参照)。それを踏まえ、今後プロジェクト期間中に、当面の重点対象とするCLMV諸国の現状・ニーズ調査を行

い、具体的な協力内容を策定することを想定している。その際、世界ろう連盟（WFD）、国際育成会連盟（インクルージョン・インターナショナル）と連携しつつ、より草の根レベルの団体へアプローチすることを想定している。また、PDMにおいては、活動の項目としてコミュニケーションのアクセシビリティの確保²について触れており、ろう者、知的障害者の参加へのより一層の配慮を行うことを明示している。

指標はすべて入手可能なものであり、適切である。

3-3-2 成果2

要 約	国際化に向けてAPCDの運営管理能力が強化される
達成指標	<p>(1) 2012年までにサブリージョナルなネットワークと連携を促進するためにサブリージョナルワークショップが5回開催される。すべての成果とインパクトが記録され、文書化され、広く共有される</p> <p>(2) 2012年までに30のモデル活動（Good Practice）が分析されるなかで文書化され、FP、AO等関係者と連携するなかで広く共有される</p> <p>(3) APCDの活動に参加した者の60%がコミュニケーションのアクセシビリティに満足する</p> <p>(4) 研修参加者の70%が、学んだことを共有し、活動のイニシャティブを取り、または、活動を強化する</p>

成果2は、国際化に向けてのAPCDの運営管理能力の強化であり、独立法人化の手続きの確認、戦略策定、引き続いての国際化への手続きの確認、戦略策定を行う予定である。また、フェーズ1において、十分な体制整備ができなかった「国際的助言受入れメカニズム」についても活動として明示している。これは、独立法人化の法令案ですでにその草案はできているため³、実施はおそらく困難ではないと考えられる。さらに、周辺国政府との連携に向けての議論、APCD基金との連携の強化が活動として含まれる。

指標はいずれも入手可能であり、適切である。

2 PDMにおいて、コミュニケーションを次のように定義している。

「Communication includes languages, display of text, Braille, tactile communication, large print, accessible multimedia as well as written, audio, plain-local language, human-reader, sign language interpretation and augmentative and alternative modes, means and formats of communication, including accessible information and communication technology.」

国連障害者の権利条約第2条におおむね沿う形であるものの、タイ側関係者の強い要望により、plain-languageをplain-local languageに変更し、sign language interpretationを追加した。

3 「2-6-3国際化の準備」参照。

3-4 投入

3-4-1 日本側投入（総額4.8億円以内）

(1) 専門家の派遣

1) 長期専門家

- チーフ・アドバイザー
- 業務調整
- 専門家（ネットワークと連携/研修）
- 専門家（ネットワークと連携/情報）

2) 短期専門家

短期専門家派遣については、プロジェクト関係者が計画し、日本・タイ合同調整委員会（JCC）で承認を受ける。

(2) 本邦と他国におけるカウンターパートとリソースパーソンの研修

APCDプロジェクトのためのタイのカウンターパート（APCD職員）とリソースパーソンの能力強化を目的として、JICAは日本と他国における適切な研修コースに招聘する。

(3) 機材供与

JCCで必要性を認められた機材

(4) プロジェクト実施に必要とされる費用の一部

3-4-2 タイ側（タイ政府）投入

- (1) 必要に応じた政府職員
- (2) プロジェクト支援要員
- (3) プロジェクト事務所と活動施設
- (4) プロジェクト実施にかかる経費の一部

3-4-3 その他、タイ側協力団体または関連団体である障害当事者団体または障害支援団体からの投入

- (1) プロジェクト実施にかかる経費の一部
- (2) 雇用職員の費用の一部

(3) リソースパーソンとしてのカウンターパートの配置と活動への協力

*上記の投入は、それぞれの組織の財政的状况に応じた現金の寄付または現金以外の同価値の労働、物資の提供を指す

3-5 外部条件・前提条件

3-5-1 外部条件

上位目標、プロジェクト目標、成果の達成のための外部条件としては、以下の外部条件が必要とされる。

- ・関係する政府が、「アジア太平洋第2次障害者十年」に関わる現在の政策を継続する。
- ・タイ政府がAPCDの活動に対する支援を継続する。
- ・協力団体がその活動を継続する。
- ・政府機関やNGOがAPCDに対して資金的に技術的におよび/またはその他の適切な形で支援する。
- ・政府機関やNGOがAPCDのFPとAOであることを継続する。
- ・APCDの研修コースの研修参加生が所属機関で活動を組織の中や組織外で継続し、活動を拡大する。
- ・タイ政府が独立行政法人としてAPCDを承認する。
- ・FPおよびAOが、APCDの活動に参加する。

3-5-2 前提条件

- ・必要とされる人数のAPCD職員が十分に雇用される。

第4章 プロジェクトの評価

4-1 妥当性

本案件は、以下に示すとおり、国際社会の動向および対象地域のニーズ、わが国の援助政策との整合性を確保し、かつわが国の障害分野の支援経験を活用できるという優位性があることから、妥当性が高いと判断できる。

4-1-1 政策に対する妥当性

(1) 国際的動向

- ・本プロジェクトの上位目標およびプロジェクト目標は、UNESCPによる「第2次アジア太平洋障害者の十年（2003～2012年）」の政策および、同十年の地域行動計画である「びわこミレニアム・フレームワーク（BMF）」の目的、すなわち「インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動」と整合するものである。
- ・同政策文書においては、各国政府機関やNGO、民間組織、国連関係機関は、APCDと連携することが明記されている。
- ・2007年には、BMFの中間評価として、より積極的な実践のための戦略文書「びわこプラス5」が採択される予定であり、今後の5年間のアジア太平洋地域の障害者支援の国際的潮流と政策に対する妥当性は高い。
- ・2006年12月に国連総会で採択された「障害者権利条約」は、障害者の権利と尊厳の保護について包括的に規定しており、本プロジェクトは、この条約にも沿う内容である。

(2) タイ政府の政策

- ・タイ政府は2007年3月に、国連障害者権利条約の署名式で調印をし、障害者施策をさらに促進する意向を示しており、タイ国における政策との妥当性も高い。
- ・タイ国の長期開発計画は、貧困削減と国民の生活の質の向上に焦点をあてており、障害者の社会保障を重視している。
- ・「第3次障害者の生活の質の向上開発計画」（2007～2011年）¹が策定され、同計画において権利の保障や社会への参加と平等、バリアフリー環境がうたわれており、本プロジェクトとの整合性は高い。

(3) わが国の援助政策

- ・日本は、アジア太平洋障害者の十年を提案した国の1つであり、わが国の途上国に対する障害者支援の方向性とも整合性を持つものである。

1 同計画については、添付資料6を参照。

4-1-2 ニーズに対する妥当性

- ・アジア太平洋地域の障害者を取り巻く状況は依然としてさまざまな障壁（物理的環境面、情報面、制度面、人々の態度）があるとされており、周囲の人々の意識を変えながら障壁のない社会をつくっていく必要がある。
- ・そのためにも障害者の自助団体や家族・親の団体、支援者の団体の育成支援のニーズは高い。

4-1-3 計画とアプローチの妥当性

- ・本プロジェクトのアプローチは、障害者を「変革の担い手（Agent of Change）」として認識し、エンパワーされた障害者がさらに他の障害者のエンパワーメントと社会参加を阻むバリアを除去する活動に関わるようになるものである。また人材ネットワーク、情報ネットワークを通して、これらをさらに促進するものであり、適切なアプローチである。
- ・本プロジェクトの特徴的な点として、APCD自身はファシリテーターの役割に徹し、関係機関のオーナーシップを可能な限り高めるという方針をとっている点があげられる。そのために、本プロジェクトにおいては、APCDと各関係機関が共同で行動計画を作成することを活動として含む予定である。
- ・プロジェクトの計画は、自立発展性の確保を目的として、独自の運営管理能力の強化と活動そのものの一層の改善を含んでおり、計画の妥当性があるといえる。

4-2 有効性

本プロジェクトのアプローチは、以下のとおり有効であると考えられる。

(1) APCD フェーズ1の成果の活用

- ・APCDは、すでに関連する政府機関、障害関連NGOと多くの連携活動の実績があり、これまでの蓄積を踏まえ、プロジェクトフェーズ2を通じ、組織的、人材的ネットワークがさらに有効に強化されると判断される。
- ・フェーズ1において、APCDはファシリテーターとしての役割に徹し、障害当事者をネットワークと連携の中心に据えたアプローチをとることの有効性は示されており、それを継続するものである。

(2) プロジェクト目標達成のための組み立て

- ・プロジェクト目標を達成するために、成果として①より効果的で持続的なネットワークと連携の進展、②国際的な組織となるための運営管理能力強化の2点が置かれ、いずれもプロジェクト目標の達成に必須の要素であるといえる。

- ・本プロジェクトでは、APCDが独自に活動を行うのではなく、優れた業績を持つ政府調整・窓口機関（FP）や協力団体（AO）と連携として行動計画を立てることになっており、政府調整・窓口機関（FP）や協力団体（AO）のオーナーシップをより高めることが期待できる。

4-3 妥当性

本案件は、以下のとおり若干の留意点があるものの、効率的な実施が見込める。

4-3-1 広域的協力の枠組み

- ・アジア太平洋地域32カ国にわたる広範囲を対象地域とし、それぞれの特徴を活かした取り組みを行うことができるため、1件1件実施するよりも効率的である。特に本分野は本邦のリソースが多くはないため、効率的な実施は重要である。
- ・活動内容の、双方向の情報発信の促進については、タイ以外の周辺国のコミットメントの度合いによる部分も大きいものの、実現されれば、障害分野の情報ネットワークが促進され、それ自体高く評価できるだけでなく、より効果的な活動を行うことができるようになる。

4-3-2 フェーズ1からの継続性

人材ネットワークの観点からは、元研修参加者のフォローアップにより、元研修参加者を中心とする活動が促進されると同時に現地における人材育成も同時に行うことができ、裨益効果がさらに効率的に拡大されるものと期待できる。

4-3-3 効率的に実施するために留意すべき点

APCDの運営体制は、フェーズ1中にすでに効率的に行われる体制となっているが、今後独立法人化が想定されているため、運営体制に悪影響が及ぼされないよう留意が必要である。また、独立法人化する際には、タイ側の人事、リソースパーソンの活用については、十分に検討を行い、迅速に配置の対応がされるように働きかける必要がある。

4-4 インパクト

本案件のインパクトは以下のように予想できる。

4-4-1 政策制度的インパクト

本プロジェクトは、対象地域において、権利に基づくバリアフリーな社会の促進のために、政府と障害関連NGOに対して政策制度的インパクトを与えるものであり、障害者のための政策策定と実施へのコミットメントを促進するものである。

4-4-2 社会的インパクト

社会的インパクトとしては、本プロジェクトのアプローチを通じ、障害者や家族や支援者の意識にもインパクトをもたらし、ひいては社会における障害者観やそれを取り巻く環境に対してもインパクトを与えるものである。

4-4-3 技術的インパクト

技術的な側面からも、多様なニーズに合わせた人材育成の活動や情報のネットワークングにより、ワークショップや研修で学んだ技術は各国の障害者に普及され、技術の向上に寄与することができる。

4-4-4 組織的インパクト

フェーズ1と同様に、障害者団体に対する組織的なインパクトは大きく、ネットワークと連携を通して障害当事者組織や支援組織が強化され、さらに①障害者のエンパワーメントと、②障害者が権利を保障され非障害者とともに諸活動に参画できるバリアフリー社会づくりを促進することが期待される。

4-4-5 その他

現時点ではマイナスのインパクトは予想されない。

4-5 自立発展性

4-5-1 運営制度的側面

運営的側面からは早期に独立法人化を果たし、国際機関、国際NGOや障害者団体との関係性を強化するための活動が必須であるとともに、活動内容をよりニーズに合ったものにするこ
とで地域センターとしての評価を高める努力は不可欠である。将来の国際化を目指した準備として、運営制度もたえず、国際的な関わりが強化できるようなシステムの構築が必要である。

4-5-2 財政的側面

財政的側面では自立的運営の能力の強化に努め、独立法人化した際には、APCD基金との協力により、資金調達をたえず念頭に置く必要がある。タイ側のさらなるコミットメントが期待されるなか、独立法人化した場合、国際機関や国際NGOなどとの連携による事業の展開により、財源確保が必要である。

4-5-3 ネットワークと連携の観点からの側面

今回は、APCDが拠点となりながらも、さまざまな障害関係機関のネットワークと連携の触媒となり、関係するフォーカルポイント政府機関と協力機関との間で行動計画を作成することになっており、実施やモニタリングに関しても、フォーカルポイント政府機関と協力機関のオーナーシップが高まるものと期待される。自立発展性の醸成の観点からも望ましく、より主体的なネットワークづくりと連携が促進されるように計画されている。

4-6 結論

本計画の総合的な事前評価は、政策、ニーズ、計画やアプローチの妥当性が高く、フェーズ1の実績をもとに、APCDと関係する機関と双方向のやり取りを進め、共同で計画づくりを行い、実施するものであり、関係機関の主体的な関わりが期待でき、計画の有効性は高い。また、効率性の観点からは、情報ネットワーク、人材ネットワークの活性化により、広範囲の対象地域に対し、効率的に成果を及ぼすことができると考えられるが、独立法人化の過程で、これまでの政府機関としてのAPCDから移行する期間がある。移行期には、人事、運営の方針など固める時期であり、今後の独立法人としての効率性もこれらの移行期の舵取り次第で決定される。独立法人化した場合、人事、組織、財務の観点から、自立発展性を確保する運営が求められ、また、国際化に向けての準備のなかでも持続的発展の基礎づくりがなされる必要がある。国際化に際してはタイのみならず周辺国の政府や非政府組織とも十分協議を行う必要がある。

第5章 団員所感

5-1 松井団員

5-1-1 独立法人（PO）化および国際組織（IO）化について

(1) PO化について

2006年10月のAPCDプロジェクト終了時評価報告書でも「プロジェクト終了時までタイ国の関連法令に基づきAPCDが公益法人としての地位が確立されること」の重要性が指定されているにもかかわらず、現時点ではPO化に向けてのプロセスは必ずしも明確ではない。資金および人材面からAPCDのsustainabilityを確保するためにも、フェーズ2がスタートするまでにPO化に向けてのプロセスが明確化される必要がある。

それに関連して、PO化のメリットとデメリットについて検討し、デメリットを最小限にするための対応策についても具体的な検討がなされるべきであろう。

(2) IO化について

タイ政府サイド（OPP）でも、PO化はIO化のプロセスであると明言しているが、IO化は、その選択肢も含め、不確定要素がかなり大きい。POが期間限定（5年間）の組織であるとすれば、POへの移行準備と並行して、IO化への準備（そのデメリット改善策も含む）が、具体的に進められる必要があるだろう。

なお、IO化に関連して、APCDのマネジメントに国際的な助言を得られるようにすること、つまり、APCDプロジェクトの検討段階から構想されていたような、国際諮問委員会（IAB）といった組織の設置が期待されるが、その具体的な内容（メンバー構成や役割など）については未検討。したがって、IO化に向けての準備の一環として、IABのあり方についても具体的な検討が必要と思われる。

5-1-2 ネットワーキングおよび協働をより強化するためのフォーカル・ポイント（FP）

および連携団体（AO）の役割の見直しについて

APCDプロジェクト・フェーズ2では、特に各国のFPに一部の費用分担も含め、APCD活動においてより積極的な役割を担ってもらうことが期待されているが、そのためにもAPCDとFPが協力して各国の国内事情に配慮した中・長期行動計画（Action Plans）がつくられる必要がある。費用分担などについては、現実的に可能な国と可能でない国があることが予想されることから、それぞれへの対応のあり方について日本人専門家も含む、タイサイドと関係国間で齟齬がないよう、十分時間をかけた検討が求められよう。

特にフェーズ2では新たにサブリージョンレベルでのAPCD活動（ワークショップなど）が

計画されていることから、サブリージョンレベルでリーダーシップがとれるFPの特定と、それらとの協同での活動計画づくりへの取り組みが、フェーズ2の早期段階から開始される必要があるだろう。

5-1-3 UNESCAPとの連携の強化について

APCDがBMFおよびびわこプラス5の推進でより積極的な役割を担うためには、UNESCAPとの連携をさらに強化することが求められる。そのためにもUNESCAP自体が、アジア太平洋地域でBMFおよびびわこプラス5を推進するうえで十分指導力を発揮できるような体制を維持することが不可欠であろう。日本政府は、UNESCAPの障害プログラムを支援するため、1986年度以来特別拠出を行ってきたが、いまのところ、2008年度以降についてはその支援が継続される保証はない。もし、その支援が継続されない場合には、UNESCAPの障害プログラム推進体制はきわめて弱体化することが予想されることから、APCDの国際的なカウンターパートとしてのUNESCAPの役割をあまり期待できないということになりかねない。そうした事態を避けるためにも、UNESCAP障害プログラムへの支援継続を確保すべく、日本政府（外務省）に対して積極的に働きかける必要があるだろう。

5-1-4 APCD活動へのろう者および知的障害者の参加について

APCDプロジェクト・フェーズ2では、従来からの対象グループに加え、ろう者および知的障害者もその活動に参加できるようにすることになったが、そのためには情報保障など、それらの障害者特有のニーズへの適切な対応が求められる。特にろう者への対応については、JICAの委託により全日本ろうあ連盟が過去10年にわたって実施してきた、アジア太平洋地域のろう者リーダー養成研修コースを通して蓄積されたノウハウをAPCDでの研修に活用することが期待される。その一環として、現在は大阪を中心に実施されている同研修コースの一部を、（第三国研修として）APCDを会場に実施する可能性について検討する価値はあろう。

5-2 中西団員

内外の期待を集めて5年前に開始されたアジア太平洋障害開発センターのプロジェクトが、今第2期を迎えようとしている。障害者のエンパワーメントを中心に据えたプロジェクトは、5年の間に域内の障害者リーダーを育て、彼ら当事者の運動の活性化に大いに貢献した。

びわこミレニアム・フレームワークの実施と歩を合わせるかのように進展してきたAPCDの次の5年間は、今までプロジェクトへの参加が少なかった障害のうち特に聴覚障害、知的障害に焦点を当て、彼らも含めたクロスディスアビリティの障害者のネットワーク化と彼らの団体を含めたGOとNGOの団体との連携が活動の中心となる。聴覚や知的障害者のエンパワーメントに

役立ち、すでにAPCDを通して活動している他の障害者グループと彼らが肩を並べられるような有効なプロジェクトができるように、いろいろな取り組みを試行していくことが最適であろう。

ネットワーキングに関しては、もちろん未だAPCDの活動の及んでいない国々もあるが、アジア太平洋レベルでは機能するには十分なネットワーク化が行われたといえるであろう。今後のネットワークの強化には、地域レベルよりむしろ小地域（北東アジア、東南アジア、南アジア、オセアニア、中央アジア）レベルでのネットワーク化を図るべきであり、すでに一部で小ブロック対象の活動を始めたAPCDの方針を支援したい。

連携に関しては、APCDとのコラボレーションを歓迎する団体は多いと想定され、実施はそれほど難しくないと考えられる。APCDの資金にローカルの団体からの拠出を加えるかたちで多くの場所で、今までAPCDが地域レベルで実施してきた研修の国レベルでの開催や、その成果を政策に活かすような活動などさまざまことが計画できると思う。その際に唯一懸念することは、研修や活動のレベルが物理的な制約や認識不足から低下して実施されてしまうことである。連携を模索する研修生や団体の努力は評価するが、今まで伝えてきたことのレベルを下げることなく5年間の成果が広まってほしいと願っている。

地方分権化にも似た、今後5年の活動の中心となるネットワーキングや連携によって、バンコクのAPCDの機能も考慮されねばならないであろう。研修生が見えずひっそりとしてしまう研修棟に関しては、外部団体への貸し出しに積極的に取り組むことを提案する。そのためには、フロントのサービス、食事の提供、電話やインターネットなどの十分なサービスなどに長けた専門的研修を積んだスタッフの配置が必要であると思われる。事務棟においてもがらんとしたまま放置されるのではなく、1階に設置されたリソースルームを活性化すべきである。リファレンスサービスの拡充、誰でも利用できるような時間帯での開放と体制の整備など課題は多い。ネットワーキングと連携に対応したAPCDビルのサービス全般を再構築することによって、APCDが直接関わらずとも外部団体の人材育成にも貢献が可能となる。

5-3 久松団員、高木団員、瀧澤団員

5-3-1 APCDプロジェクトへの期待～ろう者支援について～

APCDが世界ろう連盟アジア太平洋地域事務局（WFD RSA/P）、タイろう協会（NADT）との協力体制の強化を確認したことは大きな成果であったと思います。フェーズ2では、障害者団体の主体性が強く求められ、障害者団体がプロジェクトの計画・実施を担当し、APCDがそれをサポートするという支援の方法を検討しているので、この「ろう者」支援が具体的なモデルとして注視することができると思います。

当事者の意見を取り入れて、合意書に「エンパワーメント」、「コミュニケーションアクセシビリティ」および「コミュニケーションアクセシビリティの保障」を明記することができたこ

とは、「ろう者」が抱えるコミュニケーション問題に対する理解を深める契機になったと思います。また、フェーズ2においてコミュニケーション保障にAPCDが取り組むことを確認できたことは、「ろう者」支援の具体的な取り組みを図るうえで大きな前進でありました。

当面の活動としては、タイろう協会（NADT）が主体となって、タイの周辺4カ国（CLMV国＝C：カンボジア、L：ラオス、M：ミャンマー、V：ベトナム）を対象に、これらの国における全国組織の設立などを支援する、この4カ国はろう者の全国組織がないために、当然のことながらWFD RSA/Pにも加盟していません。これについて、WFD RSA/Pは必要な支援をタイに提供する、とりわけ必要となるのは国際手話通訳に関する部分であり、全日本ろうあ連盟は国際手話通訳者、国際手話講師の派遣などを含めてバックアップしたいと考えています。長期的には、JICA大阪で行っているろうリーダーシップ研修のフォローアップ研修なども全日本ろうあ連盟とAPCDが共同で行うことも考えられます。

5-3-2 UNESCAPへの期待

「WFDは国連の加盟国しか会員（OM）として認めないという規則があるので、マカオ、香港、台湾にはOM資格がない」というWFD理事会における議論について、秋山氏（UNESCAP障害担当）に相談しました。どの地域においても障害者支援が公平に受けられる組織であってほしいと願っております。

UNESCAPの障害者支援の強化を図るために、災害時における障害者救援活動の問題を取り上げることを提案します。日本も含めて各国では、障害者支援の話は個別の問題として受け止める傾向が強いので、アジア太平洋地域全体の問題として取り組む意識が弱いように思います。自然災害の救援活動は国境を越えた活動が求められますが、自然災害が起きると障害者が最後に取り残される、排除されることは今までの経験で明らかです。自然災害への取り組みのなかでの障害者救援問題を取り上げることは、UNESCAPの障害者支援活動の必要性を再認識できる材料となります。具体的には、緊急連絡システムの構築、コミュニケーション保障のための取り組み、緊急避難システムの構築などが検討できるのではないかと考えます。わが国では自然災害における障害者支援体制の強化を図ってきました。またその研究も積極的に行っております。その経験、スキルを提供することが必要ではないかと思えます。

5-3-3 JICA事業への期待

先述したとおり、JICA大阪のリーダーシップ研修におけるわが国での研修を基盤にして、この研修でのフォローアップ研修をタイ（APCD）で行う方法が考えられます。また、各国での個別障害者支援活動（例えば、マレーシアにおける手話通訳者養成事業など）との有機的な連携を図ることが必要だと思えます。アジアでの手話通訳者の育成（養成）は各国においても

大きな課題であるので、その具体的な支援策を検討したいと思います。日本には全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会といった全国的な組織があるので、それら団体の活用を図ることもひとつの方法ではないかと思います。コミュニケーション保障の取り組みの一環として、各国における標準手話の普及、手話通訳者の養成・派遣・配置などをJICA事業として取り組み、WFD RSA/P、APCDと連携できることを望みます。

5-3-4 手話通訳者の立場から（高木眞知子、瀧澤亜紀）

今回の通訳は、使用言語がタイ語、英語、日本語、日本手話、タイ手話と多言語にわたり、JICA調査団、JICA長期専門家、JICA事務所、APCD、タイ政府関係者、タイろう協会など、さまざまな立場からの発言があったため、通訳としては非常に難しい環境でした。また、会議では略語やカタカナ語、専門用語がとても多く使用され、それらを理解し、通訳するのは困難な作業でした。しかしそのなかで、なんとか通訳を終えることができたのは、JICAの方々が事前の資料提供や用語の説明など、積極的に協力してくださり、他の調査団員の方々からも、休憩を提案していただくなど、調査団の皆様のご協力があったからだと思います。また、スクリーンを利用した会議進行は、ろう者・手話通訳者だけでなく、会議参加者全員にとって、有効な方法だったと思います。複数の視覚的情報（手話通訳・スクリーンなど）の提供は、今後APCDやJICAでろう者が関わる会議・研修が行われる際の参考にしていただけたら幸いです。

手話通訳の方法には、「これが正しい」という画一的なマニュアルはなく、与えられた条件のなかで、最もバリアの少ない環境を適宜考えていく必要がありますが、今回の通訳では、関係者の理解や人的サポート、技術的サポートの有無によって、通訳環境が大きく変わることを改めて実感させられました。APCDでろう者の研修が始まると、手話通訳の問題が非常に重要になってくるかと思いますが、研修現場においても、ろう者、手話通訳者、関係者の方々が、よい協力関係を持ちながら、最もよい環境で研修が行われることを願っています。

5-4 長瀬団員

フェーズ1では十分な参加が得られなかった知的障害分野の取り組みを、フェーズ2においてはさらに進めるために、知的障害者とその家族²を中心とする国際NGOであるインクルージョンインターナショナル（国際育成会連盟）理事としての立場で事前調査団に加わった。インクルー

2 知的障害分野では親、家族が重要な役割を果たしてきている。しかし、家族が果たしてきた役割には功罪の両面がある点に十分に配慮しなければならない。知的障害者本人の権利を擁護するため家族がプラスの役割を果たせるよう、家族への支援が重要である。昨年12月に国連総会で採択された障害者の権利条約は前文において、その点に触れている。また今年（2007年）の国際家族デーの国連事務総長メッセージもその点を取り上げている。詳細はBOX2参照。

ジョンインターナショナルは1960年に知的障害児の親の組織が結成した国際的ネットワークであり、現在は13名の理事のうち、5名は知的障害者である。

調査期間中の4月24日にAPCDで行った知的障害分野に関するグループCの討議では、タイの知的障害者協会（国際育成会連盟会員組織）とタイ自閉症者協会それぞれの代表が加わって、当該分野でのフェーズ2の取り組みに関して話し合った（詳細はミニッツANNEXⅢを参照）。その討議では、域内途上国全般における重点的ニーズとして、①知的障害者の本人活動（セルフアドボカシー）支援、②家族支援、③知的障害者の人権擁護、④知的障害に関する情報へのアクセス、⑤自閉症者の発達、社会参加への支援、⑥知的障害者への社会的認識、⑦CBRによる知的障害者と家族支援、が確認された。そのうえで、他の機関やNGOと連携を図りつつ、タイの近隣諸国であり、APCDがフェーズ1でネットワークを構築したCLMVでのニーズの把握を行うための訪問が計画された。

CLMV諸国でのニーズに応えるための具体的な活動としては、①2004年にAPCDが開催した人権ワークショップ（知的障害分野と精神障害分野）に倣った、地域ワークショップをAPCDにて、知的障害者とその家族を対象に開催する。②CLMV各国内での同様の人権ワークショップの開催、③各国内での人権ワークショップの開催と同時に、国・地域単位での知的障害者支援に関する研修の開催を検討する。

インクルージョンインターナショナルの域内のネットワークは弱体である。域内の多くの国では、教育者等の専門家が優位に立ち、親そして知的障害者自身は弱い立場に置かれている。APCDのフェーズ2において、家族と本人の組織づくりにAPCDと協力して、CLMV諸国で取り組む機会が与えられたことに感謝している。

JICAの技術協力プロジェクトの事前調査チーム参加は初めての経験だったが、他のメンバーのサポートを得て、自分なりの役割を果たすことができたことを嬉しく感じている。APCDに取り組んでいるタイ・日本側双方のエキスパートの多大な貢献ぶりと、団長をはじめ、他の事前調査団員の素晴らしい力量に触れることができた貴重な機会に感謝している。

BOX 2：国連事務総長からのメッセージ（2007.5.15）「国際家族デーに」（袖山啓子訳）

今年の国際家族デーのテーマは「家族と障害のある人」です。

家族は、障害のある多くの人々にとって、これまでもそして現在も、エンパワーメントの源となっています。しかし、なかには過保護であったり、障害者が個人として成長するのを制限したりしてしまう家族もまたいます。こうした家族は、障害者を障害ゆえの烙印をおしてみたり、恥ずかしいと考えたりして、虐待やネグレクトの元凶ともなっています。

2006年12月、国連総会において21世紀最初の人権条約として、障害者の権利条約が採択されました。その前文において、家族は社会の自然で基礎的な単位であり、また社会や国家によって保護を受ける権利があることを再確認しました。さらに障害のある人とその家族は保護と支援を受けるべきであり、それによって家族は、障害のある人がその権利を完全かつ平等に享受できるようにすることに貢献することができるのです、と明記しています。

第23条においては、政府は障害のある人が、結婚、親類関係、家族などの点において差別を受けないよう保護することに合意する、となっています。また政府は家族生活に関して、障害のある子どもの平等な権利を保障し、障害のある子どもがその家族の意思に反してその家族から離されないことを保障することに合意しています。ただし、家族から離すことがその子どもの最善の利益のために必要となる場合は、この限りではありません。直近の家族が家族自身の障害のために子どもの監護をすることができない場合は、政府はより広い範囲の家族の中で、またそれがかなわない場合は地域の中の家族的な環境のなかでの、代替的な監護を提供するためのあらゆる努力をすることに合意しています。

社会には障害のある人とその家族に対する責任があります。私たちは、国際家族デーに、社会の最も基本的な単位である家族が、障害のある人のすべての人権と尊厳の享受、個人の発展とを実現するために、その役割を果たすことができるように専念するものです。

第6章 実施協議

6-1 R/D署名

事前調査後、日本・タイ国側双方は関連機関とプロジェクト内容に関し協議したうえで、最終的にR/Dの形に取りまとめた。R/Dは、添付資料2を参照。

R/Dの署名・交換は、JICAタイ事務所長とタイ国社会開発・人間の安全保障省OPP局長の間で行われることとなった。R/Dの署名に先立ち、活動計画（PO）および長期専門家の資格要件を双方で作成し、合意した。

2007年7月12日に、日本・タイ国側双方の署名が完了し、同年8月1日より5年間プロジェクトが開始されることが正式に決定した。

